

毛皮取得のための国内の動物飼育施設の閉鎖と禁止を求める署名

毛皮のために殺される動物を、国内からなくしてください。

農林水産大臣殿 環境大臣殿

北海道知事殿 群馬県知事殿 新潟県知事殿 長野県知事殿 兵庫県知事殿

【要望理由】

日本国内の毛皮動物飼育業は、着実に縮小してきていますが、それでも、現在日本国内には、7ヶ所の毛皮動物飼育場があると推定されています。

毛皮動物飼育場では、動物は狭い不潔な檻に閉じ込められ、生まれてから半年～1年で殺されています。

本来、ミンクは水生動物としても知られ、約6割の時間を水中ですごします。キツネは、日々何マイルもの距離を移動し、地下に巣穴をつくる習性があります。しかし、毛皮動物飼育場では、その習性に合う住環境は整えられておらず、小さなケージの中で飼育されています。

さらに、一般的には、ミンクは箱に入れられ窒息死させられ、キツネは鉄棒をお尻と口に突っ込まれ、感電死させられます。その他、首の骨を折るなども一般的に行われる方法ですが、どれも動物の苦しみへの配慮はありません。

今、日本には毛皮動物飼育業を規制する法律は何もなく、その把握すらされていません。飼育頭数、飼育方法のみならず、と殺方法までも、把握されていません。

EUでは毛皮のために動物を飼育し殺すことの残酷性を認め、国内で毛皮のための動物の繁殖と飼育を禁止している国が多くあります。これは、経済活動に自由よりも、動物愛護精神が優先された結果です。

すでに、防寒のためには、毛皮より暖かい素材が開発されています。また、おしゃれのためには、フェイクファーがリアルファーと判断できないほど発展しています。

ファッション・防寒のために、畜産動物とし動物を飼育し、尊い命を奪う必要性はありません。そして、代替品が多数ある中で、動物を飼育し殺害するという行為を正当化することは、もはや出来ません。

【要望内容】

毛皮を取得のための動物飼育施設の閉鎖と禁止を求めます。

動物飼育施設の現状の把握：毛皮のための動物飼育は、畜産業に属するものの、畜産業がかかわる法律からも愛護動物にかかわる法律からも漏れており、現状の把握が難しい状態にあります。と殺方法、飼育状況、飼育頭数等の調査とその公開を求めます。

動物飼育施設の閉鎖：毛皮取得のための動物飼育を禁止し、全ての国内毛皮動物飼育場を閉鎖させてください。

お名前	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

署名送付先：NP0 法人アニマルライツセンター 143-0016 東京都大田区大森北4-18-13 第二伊藤ビル 201

署名締切日：2012年9月30日までに上記事務所に郵送でお送りください。

ネット署名もご活用ください。→<http://www.no-fur.org>